

社会福祉法人愛恵協会虐待防止対応規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人愛恵協会（以下「法人」とする）が実施する福祉サービスに係る、虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用できるように支援することを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 この規程において、「虐待」とは、法人職員がその支援する利用者に対し行う、次に掲げる行為をいう。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- (2) 利用者に対しいせつな行為をすること又は利用者に対しいせつな行為をさせること。
- (3) 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 利用者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、(1)から(3)に掲げる行為と同様の行為の放置など養護を著しく怠ること。
- (5) 利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること。

(利用者に対する虐待の防止)

第3条 法人職員は愛恵協会職員倫理規程及び行動指針に沿って、虐待防止のため、行動しなければならない。

(虐待の通報及び発見)

第4条 法人職員は、虐待を発見した際は、支給決定市町村に通報しなければならない。

第2章 虐待防止対応体制

(虐待防止責任者)

第5条 虐待防止の責任主体を明確にするため、法人に虐待防止責任者を設置する。

2 虐待防止責任者は、幸田町部門 部門長 倉橋 貴志が当たるものとする。

(虐待防止責任者の職務)

第6条 虐待防止対応責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 各事業所における虐待通報の内容把握

(虐待防止担当者)

第7条 法人事業の利用者が虐待通報を行いやすくするため、法人内各事業所に虐待防止担当者を設置する。

- 2 各事業所において管理者を虐待防止担当者として定める。
- 3 法人職員は、第2条に定める虐待を発見した場合には、支給決定をした区市町村窓口に通報しなければならない。

(虐待防止担当者の職務)

第8条 虐待防止担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者等からの虐待通報受付

- (2) 職員からの虐待通報受付
- (3) 虐待内容の記録の作成
- (4) 虐待防止研修の実施

第3章 虐待防止対策

(虐待防止対応の周知)

第9条 虐待防止担当者は、重要事項説明書及びパンフレット並びにホームページの掲載等により、本規程に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない。

(虐待通報の受付)

第10条 虐待の通報は、文書、口頭による通報によって受け付けることができる。

2 虐待防止担当者は、虐待通報の受付に際して、虐待の内容を記録し、その内容を虐待通報者に確認する。

(虐待の報告・確認)

第11条 虐待防止担当者は、受け付けた虐待の内容を虐待防止責任者に報告する。

2 投書等匿名による虐待通報があった場合にも、必要な対応を行う。

3 支給決定をした区市町村窓口へ通報する。

(虐待解決に向けた記録・結果報告)

第12条 各事業所の虐待防止担当者は、虐待通報受付から経緯、結果について書面により記録する。

(虐待防止のための職員等研修)

第13条 虐待防止担当者は、虐待防止啓発のための定期的な法人職員の研修を行わなければならない。

2 研修は障がい者に携わる職員以外の従業員等に対しても行うものとする。

3 虐待防止責任者は虐待防止に関する外部研修会等にも職員を積極的に参加させるよう努める。

(虐待防止委員会の設置)

第14条 虐待防止責任者は、法人内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置しなければならない。

2 虐待防止委員会は、定期的及び虐待発生之都度開催しなければならない。

3 虐待防止委員会の委員長は、虐待防止責任者とする。委員は必要のある員数とする。

4 虐待発生時など緊急時には臨時委員会を開催する。臨時委員会は虐待防止責任者及び虐待防止担当者を中心に必要最低限のメンバーにて開催し、後日、定例会の中で報告する。

5 「虐待防止チェックリスト」の実施及び各事業所における実施状況のモニタリング

6 虐待防止委員は、虐待防止責任者及び各事業所における虐待防止担当者とし、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない。

(権利擁護のための成年後見制度)

第15条 虐待防止担当者は、障がい者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障がい者本人及びその保護者等に啓発する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

令和7年11月1日改正。